

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 子ども未来課	
件 名	子ども未来園電気設備保安管理業務	
契 約 内 容	電気設備の保安管理業務	
契 約 期 間	平成31年4月1日～令和2年3月31日	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	一般社団法人中部電気保安協会小牧営業所	
契 約 金 額	1,691,244円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	○ 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>当該業務委託について、業者選定のため指名競争入札を行った。しかし、落札業者は仕様書に規定されている有資格者を定めることができず、当該業務を請け負うことが困難であると判明したことから、辞退届が提出されたため。</p> <p>業者選定については、2番目に低い入札価格を提示した業者を選定した。なお、入札価格を提示した業者が他に1者あったが、予定価格を超過していたため除外した。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 子ども未来課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 子ども未来課	
件 名	統合保育支援員派遣事業委託	
契 約 内 容	子ども未来園において特別な支援が必要な子どもに対し統合保育支援員を配置することで、園内での生活補助を実施	
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	特定非営利活動法人 こどもサポートクラブ東海	
契 約 金 額	4月から9月 5,520円/1人当り日額・10月から3月 5,622円/1人当り日額 4月から9月 5,520円*2人*122日=1,346,880円 10月から3月 5,622円*2人*120日=1,349,200円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>選定業者は、市内小学校において障害等により教室で過ごしづらい子どもに対し、学校内における過ごしやすい環境づくりをサポート支援するなど実績があるため、本事業開始時より当該法人へ委託を実施している。</p> <p>支援員の派遣事業は、主に小学校で実施する事業所が多いなか、未就学児を対象とした施設への派遣事業を実施する事業所は、選定業者が市内唯一であり、近隣市町にも同様の事業所が存在しないのが現状である。</p> <p>また、通常、障害福祉サービスのうち居宅介護サービスを利用した場合の公定価格と比較した場合でも、安価に事業実施することが可能であることから、本事業を適切かつ確実に履行することが可能な当該法人と随意契約をするものである。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 子ども未来課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 子ども未来課	
件 名	犬山市母子生活支援施設施設運営管理業務委託	
契 約 内 容	犬山市母子生活支援施設キルシェハイムの運営及び管理業務として、入所母子世帯の自立に向けた支援を行う。	
契 約 期 間	平成31年4月1日～令和2年3月31日	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	社会福祉法人犬山福祉会	
契 約 金 額	25,500,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>当該施設は、児童福祉法第38条に規定する母子生活支援施設であり、その運営は、社会福祉法第60条の規定により、国、地方公共団体のほか社会福祉法人に限定されている。平成26年度にプロポーザル方式により運営業務の受託者を募ったところ、応募は犬山福祉会1者であり、他に運営を受託できる社会福祉法人は存在しない。</p> <p>また、母子生活支援施設の運営ノウハウがない社会福祉法人が受託するようなことになれば、現在、適切に支援できている入所世帯の早期自立を阻害することにも繋がりがねず、現在、運営委託契約する犬山福祉会を受託者として委託契約するもの。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 子ども未来課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課																	
件 名	するすみふれあい広場管理業務																	
契 約 内 容	するすみふれあい広場の除草、樹木の剪定・消毒、トイレの清掃業務																	
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで																	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日																	
契 約 相 手 方	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会																	
契 約 金 額	1,003,800円																	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会は、市内の快適な都市環境の創出を図り市民福祉の向上に寄与することを目的としており、その目的を達成するために公益性のある事業に特化し、営利を目的としていないため、一般事業者に比べ著しく安価に実践することが可能である。上記の観点より本業務を適切かつ確実に履行することが可能な犬山市アメニティ協会と随意契約を締結するもの。																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課																									
件 名	犬山市立犬山北小学校ふれあい運動会実施業務委託																									
契 約 内 容	地域住民と協力して、学校主導で企画・運営し、児童と地域住民が交流できる種目を二つ以上実施する。また、児童の体育教育の場であることを尊重し、特色ある種目を創意工夫する。																									
契 約 期 間	令和元年5月20日から令和元年11月30日																									
契 約 締 結 日	令和元年5月20日																									
契 約 相 手 方	犬山市立犬山北小学校区ふれあい運動会実行委員会																									
契 約 金 額	233,000円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本事業は、地域住民にとって身近な施設である小学校で行われる運動会を通じて、近年希薄化している世代間交流及び地域交流を目的として実施するものである。</p> <p>本市ではスポーツを通じて地域住民が身近で参加できる事業としてふれあい運動会を実施しており、受注にあたり本事業を円滑に遂行するには、各小学校の児童及び地域住民と密接に関わっている各小学校が中心かつ関係者として組織している実行委員による企画運営以外にない。</p> <p>よって、契約の性質及び目的が競争入札には適さないため、各小学校におけるふれあい運動会実行委員会を選定する。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課	
件 名	犬山市立犬山南小学校ふれあい運動会実施業務委託	
契 約 内 容	地域住民と協力して、学校主導で企画・運営し、児童と地域住民が交流できる種目を二つ以上実施する。また、児童の体育教育の場であることを尊重し、特色ある種目を創意工夫する。	
契 約 期 間	令和元年5月20日から令和元年11月30日	
契 約 締 結 日	令和元年5月20日	
契 約 相 手 方	犬山市立犬山南小学校区ふれあい運動会実行委員会	
契 約 金 額	216,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本事業は、地域住民にとって身近な施設である小学校で行われる運動会を通じて、近年希薄化している世代間交流及び地域交流を目的として実施するものである。</p> <p>本市ではスポーツを通じて地域住民が身近で参加できる事業としてふれあい運動会を実施しており、受注にあたり本事業を円滑に遂行するには、各小学校の児童及び地域住民と密接に関わっている各小学校が中心かつ関係者として組織している実行委員による企画運営以外にない。</p> <p>よって、契約の性質及び目的が競争入札には適さないため、各小学校におけるふれあい運動会実行委員会を選定する。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課	
件 名	犬山市立城東小学校ふれあい運動会実施業務委託	
契 約 内 容	地域住民と協力して、学校主導で企画・運営し、児童と地域住民が交流できる種目を二つ以上実施する。また、児童の体育教育の場であることを尊重し、特色ある種目を創意工夫する。	
契 約 期 間	令和元年5月20日から令和元年11月30日	
契 約 締 結 日	令和元年5月20日	
契 約 相 手 方	犬山市立城東小学校区ふれあい運動会実行委員会	
契 約 金 額	248,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本事業は、地域住民にとって身近な施設である小学校で行われる運動会を通じて、近年希薄化している世代間交流及び地域交流を目的として実施するものである。</p> <p>本市ではスポーツを通じて地域住民が身近で参加できる事業としてふれあい運動会を実施しており、受注にあたり本事業を円滑に遂行するには、各小学校の児童及び地域住民と密接に関わっている各小学校が中心かつ関係者として組織している実行委員による企画運営以外にない。</p> <p>よって、契約の性質及び目的が競争入札には適さないため、各小学校におけるふれあい運動会実行委員会を選定する。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課	
件 名	犬山市立今井小学校ふれあい運動会実施業務委託	
契 約 内 容	地域住民と協力して、学校主導で企画・運営し、児童と地域住民が交流できる種目を二つ以上実施する。また、児童の体育教育の場であることを尊重し、特色ある種目を創意工夫する。	
契 約 期 間	令和元年5月20日から令和元年11月30日	
契 約 締 結 日	令和元年5月20日	
契 約 相 手 方	犬山市立今井小学校区ふれあい運動会実行委員会	
契 約 金 額	138,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
		第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本事業は、地域住民にとって身近な施設である小学校で行われる運動会を通じて、近年希薄化している世代間交流及び地域交流を目的として実施するものである。</p> <p>本市ではスポーツを通じて地域住民が身近で参加できる事業としてふれあい運動会を実施しており、受注にあたり本事業を円滑に遂行するには、各小学校の児童及び地域住民と密接に関わっている各小学校が中心かつ関係者として組織している実行委員による企画運営以外にない。</p> <p>よって、契約の性質及び目的が競争入札には適さないため、各小学校におけるふれあい運動会実行委員会を選定する。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課	
件 名	犬山市立栗栖小学校ふれあい運動会実施業務委託	
契 約 内 容	地域住民と協力して、学校主導で企画・運営し、児童と地域住民が交流できる種目を二つ以上実施する。また、児童の体育教育の場であることを尊重し、特色ある種目を創意工夫する。	
契 約 期 間	令和元年5月20日から令和元年11月30日	
契 約 締 結 日	令和元年5月20日	
契 約 相 手 方	犬山市立栗栖小学校区ふれあい運動会実行委員会	
契 約 金 額	135,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本事業は、地域住民にとって身近な施設である小学校で行われる運動会を通じて、近年希薄化している世代間交流及び地域交流を目的として実施するものである。</p> <p>本市ではスポーツを通じて地域住民が身近で参加できる事業としてふれあい運動会を実施しており、受注にあたり本事業を円滑に遂行するには、各小学校の児童及び地域住民と密接に関わっている各小学校が中心かつ関係者として組織している実行委員による企画運営以外にない。</p> <p>よって、契約の性質及び目的が競争入札には適さないため、各小学校におけるふれあい運動会実行委員会を選定する。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課	
件 名	犬山市立羽黒小学校ふれあい運動会実施業務委託	
契 約 内 容	地域住民と協力して、学校主導で企画・運営し、児童と地域住民が交流できる種目を二つ以上実施する。また、児童の体育教育の場であることを尊重し、特色ある種目を創意工夫する。	
契 約 期 間	令和元年5月20日から令和元年11月30日	
契 約 締 結 日	令和元年5月20日	
契 約 相 手 方	犬山市立羽黒小学校区ふれあい運動会実行委員会	
契 約 金 額	222,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本事業は、地域住民にとって身近な施設である小学校で行われる運動会を通じて、近年希薄化している世代間交流及び地域交流を目的として実施するものである。</p> <p>本市ではスポーツを通じて地域住民が身近で参加できる事業としてふれあい運動会を実施しており、受注にあたり本事業を円滑に遂行するには、各小学校の児童及び地域住民と密接に関わっている各小学校が中心かつ関係者として組織している実行委員による企画運営以外にない。</p> <p>よって、契約の性質及び目的が競争入札には適さないため、各小学校におけるふれあい運動会実行委員会を選定する。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課	
件 名	犬山市立楽田小学校ふれあい運動会実施業務委託	
契 約 内 容	地域住民と協力して、学校主導で企画・運営し、児童と地域住民が交流できる種目を二つ以上実施する。また、児童の体育教育の場であることを尊重し、特色ある種目を創意工夫する。	
契 約 期 間	令和元年5月20日から令和元年11月30日	
契 約 締 結 日	令和元年5月20日	
契 約 相 手 方	犬山市立楽田小学校区ふれあい運動会実行委員会	
契 約 金 額	232,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本事業は、地域住民にとって身近な施設である小学校で行われる運動会を通じて、近年希薄化している世代間交流及び地域交流を目的として実施するものである。</p> <p>本市ではスポーツを通じて地域住民が身近で参加できる事業としてふれあい運動会を実施しており、受注にあたり本事業を円滑に遂行するには、各小学校の児童及び地域住民と密接に関わっている各小学校が中心かつ関係者として組織している実行委員による企画運営以外にない。</p> <p>よって、契約の性質及び目的が競争入札には適さないため、各小学校におけるふれあい運動会実行委員会を選定する。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課	
件 名	犬山市立池野小学校ふれあい運動会実施業務委託	
契 約 内 容	地域住民と協力して、学校主導で企画・運営し、児童と地域住民が交流できる種目を二つ以上実施する。また、児童の体育教育の場であることを尊重し、特色ある種目を創意工夫する。	
契 約 期 間	令和元年5月20日から令和元年11月30日	
契 約 締 結 日	令和元年5月20日	
契 約 相 手 方	犬山市立池野小学校区ふれあい運動会実行委員会	
契 約 金 額	148,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本事業は、地域住民にとって身近な施設である小学校で行われる運動会を通じて、近年希薄化している世代間交流及び地域交流を目的として実施するものである。</p> <p>本市ではスポーツを通じて地域住民が身近で参加できる事業としてふれあい運動会を実施しており、受注にあたり本事業を円滑に遂行するには、各小学校の児童及び地域住民と密接に関わっている各小学校が中心かつ関係者として組織している実行委員による企画運営以外にない。</p> <p>よって、契約の性質及び目的が競争入札には適さないため、各小学校におけるふれあい運動会実行委員会を選定する。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課	
件 名	犬山市立東小学校ふれあい運動会実施業務委託	
契 約 内 容	地域住民と協力して、学校主導で企画・運営し、児童と地域住民が交流できる種目を二つ以上実施する。また、児童の体育教育の場であることを尊重し、特色ある種目を創意工夫する。	
契 約 期 間	令和元年5月20日から令和元年11月30日	
契 約 締 結 日	令和元年5月20日	
契 約 相 手 方	犬山市立東小学校区ふれあい運動会実行委員会	
契 約 金 額	209,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本事業は、地域住民にとって身近な施設である小学校で行われる運動会を通じて、近年希薄化している世代間交流及び地域交流を目的として実施するものである。</p> <p>本市ではスポーツを通じて地域住民が身近で参加できる事業としてふれあい運動会を実施しており、受注にあたり本事業を円滑に遂行するには、各小学校の児童及び地域住民と密接に関わっている各小学校が中心かつ関係者として組織している実行委員による企画運営以外にない。</p> <p>よって、契約の性質及び目的が競争入札には適さないため、各小学校におけるふれあい運動会実行委員会を選定する。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課	
件 名	犬山市立犬山西小学校ふれあい運動会実施業務委託	
契 約 内 容	地域住民と協力して、学校主導で企画・運営し、児童と地域住民が交流できる種目を二つ以上実施する。また、児童の体育教育の場であることを尊重し、特色ある種目を創意工夫する。	
契 約 期 間	令和元年5月20日から令和元年11月30日	
契 約 締 結 日	令和元年5月20日	
契 約 相 手 方	犬山市立犬山西小学校区ふれあい運動会実行委員会	
契 約 金 額	219,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本事業は、地域住民にとって身近な施設である小学校で行われる運動会を通じて、近年希薄化している世代間交流及び地域交流を目的として実施するものである。</p> <p>本市ではスポーツを通じて地域住民が身近で参加できる事業としてふれあい運動会を実施しており、受注にあたり本事業を円滑に遂行するには、各小学校の児童及び地域住民と密接に関わっている各小学校が中心かつ関係者として組織している実行委員による企画運営以外にない。</p> <p>よって、契約の性質及び目的が競争入札には適さないため、各小学校におけるふれあい運動会実行委員会を選定する。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	文化スポーツ課	
件 名	レクリエーション・スポーツ講習会委託	
契 約 内 容	市民が参加できる「レクリエーション・スポーツ講習会」の実施	
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山市スポーツ推進委員連絡協議会 会長 宮田 孝秀	
契 約 金 額	金324,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本事業は、市民が体を動かすことの楽しさを知ることや、健康増進に役立てるスポーツの普及・推進が目的であり、スポーツの推進全般に係る体制整備を図るために設置された犬山市スポーツ推進委員による企画・運営が最適と認められ、契約の性質及び目的が競争入札には適さないため。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	文化スポーツ課	
件 名	レクリエーション・スポーツ大会委託	
契 約 内 容	市民が参加できる「レクリエーション・スポーツ大会」の実施	
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山市スポーツ推進委員連絡協議会 会長 宮田 孝秀	
契 約 金 額	金171,720円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本事業は、市民が体を動かすことの楽しさを知ることや、健康増進に役立てるスポーツの普及・推進を目的として実施するものである。</p> <p>スポーツ基本法第32条では市民のスポーツの推進全般に係る体制整備を図るためにスポーツ推進委員の設置が定められており、受注にあたり本事業を円滑に遂行するには、スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整及び協力等を行っている犬山市スポーツ推進委員による企画運営以外にない。</p> <p>よって、契約の性質及び目的が競争入札には適さないため、犬山市スポーツ推進委員設置規則により定められる犬山市スポーツ推進委員連絡協議会を選定する。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	文化スポーツ課	
件 名	ロボット塾開催委託	
契 約 内 容	ITに親しむ子どもたちの居場所づくり事業及び理科好きな子どもの芽を育む事業として、レゴロボット製作キットを使って、自由な発想でオリジナルロボット製作を行う。夏休み期間に、3時間×5回×3講座（延べ45時間）を実施する。	
契 約 期 間	平成31年4月26日～令和元年9月30日	
契 約 締 結 日	平成31年4月25日	
契 約 相 手 方	特定非営利活動法人いぬやまe-コミュニティーネットワーク（以下「e-コミ」）	
契 約 金 額	359,640円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本事業は、平成26年度文部科学省公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム事業として開始し、平成27年度からは愛知県放課後子ども教室推進事業補助金対象事業として選定業者であるe-コミに委託し開催している。</p> <p>選定業者であるe-コミは、ICTの活用を学ぶ多種多様な講座を広く展開している。また、犬山市と共催でICT講習会を15年間開催をした実績、ノウハウがあり、かつ経験豊富な講師を有した団体である。さらに、子どもを対象とした事業も推進している。</p> <p>本事業の受講者満足度は高く、募集人数以上の応募があり、今後も本事業を継続的に実施してほしいとの期待値も高い。</p> <p>上記のことから、本事業を実施できるのはe-コミ以外になく、選定することが最適であると判断する。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	文化スポーツ課	
件 名	第14回愛知県市町村対抗駅伝競走大会参加業務委託	
契 約 内 容	代表選手の選考に関する事、監督及びコーチに関する事、大会への選手等の派遣に関する事、練習及び事前試走に関する事、選手の健康診断に関する事、監督者会議等への派遣に関する事、その他、大会に必要な物品等の購入に関する事	
契 約 期 間	平成31年4月1日～令和2年3月31日	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	小林義雄	
契 約 金 額	294,840円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由及び業者選定の理由	<p>愛知県内全市町村が参加する「愛知駅伝」の開催が決定し、本市としても参加準備をするため、上記契約内容に示す業務を実施していく必要がある。当該業務の実施にあたっては、陸上に関する専門的知識をはじめ、コーチや選手の確保・選考・連絡調整に関する人脈、定期的に練習会等を開催していく意欲的な姿勢などが必要となってくる。</p> <p>以上の内容を踏まえ、本件については、過去13回の愛知駅伝への参加について「監督」として直接業務に携わり、大会参加まで円滑に業務を実施してきた上記の者と連携した業務実施以外ほかになく、契約の性質及び目的が競争入札には適さないため。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	文化スポーツ課	
件 名	犬山市屋外体育施設管理委託	
契 約 内 容	下記条例及び要綱に基づく屋外体育施設（木曾川犬山緑地、犬山市野外活動センター、山の田公園野球場及び山の田公園テニス場）の管理業務 ※犬山市民運動場の管理運営に関する要綱 ※犬山市野外活動センターの設置及び管理に関する条例 ※犬山市都市公園条例	
契 約 期 間	平成31年4月1日～令和2年3月31日	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	特定非営利活動法人犬山市体育協会 会長 竹内正信	
契 約 金 額	15,666,160円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	特定非営利活動法人犬山市体育協会は、20種目に及ぶ競技別の団体が加盟しており、当市スポーツ事業推進を中心的に担う唯一の法人である。 当市では、スポーツを幅広く普及・推進するため、市内体育施設を利用し、年間を通じて計画的に各競技の市民大会などを開催するほか、当該協会独自に各競技大会やスポーツ教室も協会発足以来長年に渡り展開をしている。 こうしたスポーツ振興施策を円滑に展開するとともに、各種スポーツ団体や個人での利用のバランスを適切に保ちながら施設を管理していくには、利用頻度の高い団体のほか、個人の利用者との円滑なコミュニケーション形成や、スポーツ推進の視点に立った管理、指導、助言が必要となるが、その実施には、当該協会による管理業務の実施以外ほかに団体等はなく、契約の性質及び目的が競争入札には適さないため。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	文化スポーツ課	
件 名	犬山市屋内体育施設管理委託	
契 約 内 容	下記条例に基づく屋内体育施設（犬山市武道館）の管理業務 ※犬山市武道館の設置及び管理に関する条例	
契 約 期 間	平成31年4月1日～令和2年3月31日	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	特定非営利活動法人犬山市体育協会 会長 竹内正信	
契 約 金 額	5,519,480円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>特定非営利活動法人犬山市体育協会は、20種目に及ぶ競技別の団体が加盟しており、当市スポーツ事業推進を中心的に担う唯一の法人である。</p> <p>当市では、スポーツを幅広く普及・推進するため、市内体育施設を利用し、年間を通じて計画的に各競技の市民大会などを開催するほか、当該協会独自に各競技大会やスポーツ教室も協会発足以来長年に渡り展開をしている。</p> <p>こうしたスポーツ振興施策を円滑に展開するとともに、各種スポーツ団体や個人での利用のバランスを適切に保ちながら施設を管理していくには、利用頻度の高い団体のほか、個人の利用者との円滑なコミュニケーション形成や、スポーツ推進の視点に立った管理、指導、助言が必要となるが、その実施には、当該協会による管理業務の実施以外ほかに団体等はなく、契約の性質及び目的が競争入札には適さないため。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	文化スポーツ課	
件 名	各種市民大会委託	
契 約 内 容	各競技種目の市民大会の実施 【競技種目】 軟式野球、バスケットボール、サッカー、ソフトボール、バレーボール、ソフトテニス、剣道、柔道、弓道、射撃、スキー、バドミントン、山岳会、卓球、テニス、バウンドテニス、水泳、グラウンド・ゴルフ、空手道、ゴルフ	
契 約 期 間	平成31年4月1日～令和2年3月31日	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	特定非営利活動法人犬山市体育協会 会長 竹内正信	
契 約 金 額	3,146,040円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>特定非営利活動法人犬山市体育協会は、20種目に及ぶ競技別の団体が加盟しており、本市スポーツ事業推進を中心的に担う唯一の法人である。</p> <p>本市として目指している「市民誰もがスポーツを楽しみ、スポーツを核とした地域活性化が進んでいる」とした姿を実現することを念頭に市民大会を実施していくには、日頃より各競技の実施・指導のほか、数多くの大会を開催実績があることにより、事業の総合的な調整及び円滑な大会運営が可能である、同法人と連携した事業実施以外ほかになく、契約の性質及び目的が競争入札には適さないため。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	文化スポーツ課図書館	
件 名	学校図書館ポータルサイト使用業務	
契 約 内 容	市内小中学校14校において、株式会社図書館流通センターが提供する学校図書館向けオンラインサービス「T00Li-S」を使用し、書誌データベース「TRCマーク」の全件を検索・ダウンロードできるようサービス環境を維持管理する業務。	
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社図書館流通センター	
契 約 金 額	359,700円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>「T00Li-S」は既存の図書館システムと連動しており、学校と市立図書館をネットワークで結ぶ際、書誌データを統一化するために必要である。そのため、既存の図書館システムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外の者に履行させると既存システムの使用及び整合に著しく支障が生じるおそれがあるため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、当該事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 文化スポーツ課図書館

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	文化スポーツ課																									
件 名	犬山市立小中学校体育施設開放管理業務委託																									
契 約 内 容	犬山市立小中学校の体育館及び運動場を学校教育に支障のない範囲で団体登録をした団体へ受付及び貸出などの管理業務をおこなう。																									
契 約 期 間	平成31年4月1日～令和2年3月31日																									
契 約 締 結 日	平成31年4月1日																									
契 約 相 手 方	犬山市立小中学校体育施設開放運営委員会																									
契 約 金 額	総額 1,624,000円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本事業は、国通知に基づき、地域住民のスポーツ活動を促進する目的から学校教育に支障のない範囲で開放された学校体育施設（体育館及び運動場）の管理を、犬山市小中学校体育施設開放に関する要綱に基づき行うものである。</p> <p>施設開放の管理業務としては、利用者に対する事前の利用許可や使用料徴収の手続きのほか、利用者に対して学校行事などを理由とする施設の開放不可期間の事前連絡や利用調整などが必要である。</p> <p>そのため、本事業を確実かつ円滑に遂行するには、学校体育施設の管理者である学校長若しくは教員などを組織する学校体育施設開放運営委員会以外にはなく、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、学校ごとに設置する本委員会を選定する。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課	
件 名	犬山市勤労青少年ホーム等施設管理業務委託	
契 約 内 容	犬山市勤労青少年ホーム、犬山市体育センター、犬山市弓道場の施設管理業務として、利用申請の受付や施設使用料の徴収等の事務、施設(附属設備及び駐車場を含む)の管理、清掃業務等を行う。	
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	特定非営利活動法人犬山市体育協会	
契 約 金 額	8,731,080円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>特定非営利活動法人犬山市体育協会は、20種目に及ぶ競技別の団体が加盟しており、本市スポーツ事業推進を中心的に担う唯一の法人である。</p> <p>本業務対象施設は、スポーツ活動施設(犬山市体育センター及び犬山市弓道場)を含むとともに、勤労青少年ホームにおいても、生涯学習活動の場としてだけでなく、スポーツ活動に伴う打ち合わせや会議などが年間を通して開催されている。そのため市内他所にあるスポーツ施設や市内の各種スポーツ団体等と市民利用のバランスを適切に保ちながら管理していくには、利用頻度の高い団体のほか、個人の利用者との円滑なコミュニケーション形成や管理、指導が必要となるが、その実施には、当該協会による管理業務の実施以外ほかになく、契約の性質及び目的が競争入札には適さないため。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	文化スポーツ課	
件 名	犬山国際観光センター（フィットネスフロイデ）運営業務委託	
契 約 内 容	犬山国際観光センター内に設置するフィットネス施設（温水プール、エアロビクススタジオ、アスレチックジム等）の運営	
契 約 期 間	平成31年4月1日～令和2年3月31日	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社メイギガードサービス	
契 約 金 額	48,086,400円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本業務対象施設である「フィットネスフロイデ」が設置されている犬山国際観光センターについては、令和元年10月から令和元年3月の間に建物全館の大規模改修工事を予定している。この工事期間中における「フィットネスフロイデ」については、工事の工程上やむを得ず一定の休館を設けるものの、安全が確認できる範囲での営業を予定している。そのため、通常の運営や建物の構造等を熟知した上で、工事期間中発生しうる特有の事態に対し適宜調整を図りながら、安全確保や緊急時対応、利用者へのサービスを低下させないよう適切に運営していくことが必要となってくる。</p> <p>上記理由から、工事期間となる令和元年度においては契約の性質及び目的が競争入札に適さなく、本業務を実施できるのは、平成29年10月から平成31年3月（現在）まで本業務を受注している㈱メイギガードサービス以外にはないため。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	文化スポーツ課	
件 名	犬山中ナイター照明管理委託	
契 約 内 容	(1) 犬山中学校ナイター照明の管理業務を行うこと。 (2) その他犬山市が必要と定める事項。	
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	小川 鎮男	
契 約 金 額	金120,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>当該業務は、学校体育施設である犬山中学校グラウンドナイター照明の管理業務であるが、施設管理業として時価に比して著しく有利な価格（年間施設使用想定時間1時間当たり213円）で契約を締結することができるため、随意契約を行うものである。</p> <p>また、当該業務は犬山中学校付近で書類を管理することのできる場所の提供が必要であるが、小川氏の自宅は犬山中学校に近く、長年にわたり鍵の授受や利用記録の保管場所として利用者に自宅玄関の一部を当該業務の場として提供している。現時点で他にこの2要件を満たす者はいないため、随意契約を行うものである。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課	
件 名	犬山市子ども大学事業委託業務	
契 約 内 容	土曜日を中心とした学校休業日に子どもたちに様々な体験活動を提供する事業を実施するため、受講者募集受付から教育推進員、教育サポーター、教育コーディネーターの確保、講座開催までの一切を実施する。講座は18講座実施することとし、受講者数は370名を予定とする。なお、本事業は愛知県放課後子ども教室推進事業費補助金(土曜日の教育活動分)を受け実施する。	
契 約 期 間	平成31年4月5日から令和2年3月16日	
契 約 締 結 日	平成31年4月5日	
契 約 相 手 方	特定非営利活動法人犬山市民活動支援センターの会	
契 約 金 額	6,712,360円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由及び業者選定の理由	<p>受注者の特定非営利活動法人犬山市民活動支援センターの会は、地域における民間非営利組織(NPO)活動の発展を目指し、民間非営利の市民活動、ボランティア活動を支援し、NPOと地域、行政とのパートナーシップを促進することを目的に発足した市内唯一の団体である。そのため、市内のNPOとも広く連携しており、さまざまな人材の講師の選定が可能であり、かつ、研修事業、人材交流ネットワーク事業として、子どもや親子を対象とした事業も積極的に推進している実績豊富な団体である。受講者の満足度は高く、例年募集人数以上の応募があり今後も継続的に当事業を推進してほしいとの期待値が高い。</p> <p>14年間本事業を安全に開催した実績があり、体系的なカリキュラムの作成、豊富な講師陣やコーディネーターの選定、安全面の確保等、運営体制を確立し、本事業を実施する信用と能力がある受注者は、特定非営利活動法人犬山市民活動支援センターの会以外ほかになく、契約の性質及び目的が競争入札に適さないため。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	文化スポーツ課	
件 名	犬山市民総合大学敬道館 入学式記念講演会 開催業務委託	
契 約 内 容	市民総合大学の入学式記念講演においてトーク及び音楽ライブを開催する。 委託料には、企画料、講師料、事務費、交通費等を含める。	
契 約 期 間	平成31年4月23日から令和元年6月15日	
契 約 締 結 日	平成31年4月23日	
契 約 相 手 方	株式会社 インスパイア・ホールディングス	
契 約 金 額	620,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	富貴晴美氏は日本アカデミー賞優秀音楽賞を最年少で受賞し、日本大河ドラマ「西郷どん」の音楽を担当し話題性がある。文化芸術の音楽の分野では、以前から受講生の希望があった人物でもある。選定業者は、本講座の演奏者富貴晴美氏が所属している事務所であり、受注者が特定され、契約の性質及び目的が競争入札に適さないため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	文化スポーツ課図書館	
件 名	図書マーク保守委託業務	
契 約 内 容	書誌データベース「TRCマーク」のマークデータ内容の追加、修正、改訂等に伴って更新された詳細情報を週次で提供する業務	
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社図書館流通センター	
契 約 金 額	203,176円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	図書マークを作成した者以外の者に施行させた場合、既存のシステムの使用に著しい支障が生じる、瑕疵担保責任の範囲が不明確となる等、既存の図書館システム及び書誌データと密接不可分な関係にある保守契約であることから、当該契約の性質が競争入札に適さず、当該事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 文化スポーツ課図書館

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	文化スポーツ課図書館	
件 名	図書館ポータルサイト使用業務	
契 約 内 容	犬山市立図書館において、株式会社図書館流通センターが提供するオンラインサービス「TOOLi図書館パッケージ連携版」を使用し、書誌データベース「TRCマーク」の全件を検索・ダウンロードできるようサービス環境を維持管理する業務。	
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社図書館流通センター	
契 約 金 額	523,200円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	「TOOLi図書館パッケージ連携版」は既存の図書館システム及び書誌データと連動していて密接不可分の関係にあり、同一の者以外の者に履行させると既存システム等の使用及び整合に著しく支障が生じるおそれがあるため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、当該事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 文化スポーツ課図書館

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	文化スポーツ課図書館	
件 名	図書館情報システム使用業務	
契 約 内 容	犬山市立図書館及び楽田ふれあい図書館において、窓口業務、資料管理業務等の図書館の運用に必要な機能を有したシステムを利用できるようサービス環境を維持管理する業務	
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	トーテックアメニティ株式会社	
契 約 金 額	2,812,200円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>現行の図書館システムは、平成23年度の公募型プロポーザル方式による競争入札により相手方を決定した。本契約は、その際に構築した図書館システムを引き続き使用するものであり、その仕様は一般に公開されていないことから、当該契約の性質が競争入札に適さず、引き続き当該事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 文化スポーツ課図書館

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	文化スポーツ課図書館	
件 名	図書館情報システム保守委託	
契 約 内 容	犬山市立図書館及び楽田ふれあい図書館、市内小中学校14校において、図書館システム及び使用機器の保守対応等を委託する業務	
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	トーテックアメニティ株式会社	
契 約 金 額	888,132円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本契約の図書館システムは、サービス利用型のパッケージシステムであるため、その仕様は公開されておらず、特定の者以外の者が保守管理することができないため、当該契約の性質が競争入札に適さず、当該事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 文化スポーツ課図書館

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	文化スポーツ課																									
件 名	犬山市生涯学習情報サイト運営委託																									
契 約 内 容	犬山市生涯学習情報サイト「まなびナビ」ホームページの保守管理業務、配信業務及び一部改良業務																									
契 約 期 間	平成31年4月1日～令和2年3月31日																									
契 約 締 結 日	平成31年4月1日																									
契 約 相 手 方	特定非営利活動法人いぬやまe-コミュニティーネットワーク																									
契 約 金 額	239,800円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	特定非営利活動法人いぬやまe-コミュニティーネットワークは、平成24年度に犬山市生涯学習情報サイト「まなびナビ」のサイト上のデザインやシステム開発を行い、サイト運用開始以降も継続して同サイトの管理運営業務を実施した実績がある。そのため、運営体制を確立しており、システムの故障等の不具合に対しても迅速に復旧作業を行うことができ、安定したサイト運営が可能であるのは特定非営利活動法人いぬやまe-コミュニティーネットワークのみである。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部文化スポーツ課図書館	
件 名	法情報総合データベース使用業務	
契 約 内 容	インターネット環境上での法令及び判例・法律判例文献のデータを検索・閲覧できるサービスの提供に係る業務	
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	第一法規株式会社	
契 約 金 額	261,600円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>追録式の紙媒体資料の廃止による追録費用の削減、法令の検索・関連判例等の検索が容易にできることによる利用者サービスの向上、データベースを活用したくらしの法律セミナー開催等の地域課題解決支援の3点の目的で作成した仕様書の要件を満たす業者は限られるため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、当該事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部文化スポーツ課図書館

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	文化スポーツ課																									
件 名	楽田ふれあい図書館移設運用変更システム調査委託																									
契 約 内 容	楽田小学校体育館建設に伴い、楽田小学校高学年図書館と楽田ふれあい図書館を併設し同フロアで運営することで新たな図書館サービスを展開するために、現在の楽田ふれあい図書館の蔵書、機器等を移設します。そのために在架資料の調査・整理、新運用に向けたシステム調査・変更、新楽田ふれあい図書館のレイアウトに合わせたシステム設定・変更等を行うものです。																									
契 約 期 間	契約日の翌日から令和2年3月31日																									
契 約 締 結 日	令和元年5月16日																									
契 約 相 手 方	トーテックアメニティ株式会社 代表取締役社長 坂井 幸治																									
契 約 金 額	462,000円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付することが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。		第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。																								
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	<p>本業務のシステムについてはサービス利用型のパッケージシステムであるため、その仕様は公開されておらず、保守業者が限定されます。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当しますので、上記選定業者を随意契約の相手方とします。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	歴史まちづくり課	
件 名	ヒトツバタゴ管理等指導委託	
契 約 内 容	国指定天然記念物ヒトツバタゴ自生地を適切に維持・管理するために、専門家に管理・指導を実施する。	
契 約 期 間	平成31年4月1日～令和2年3月31日	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	林 雫	
契 約 金 額	240,000円 20,000円/月×12カ月＝240,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	<p>岐阜大学名誉教授である林雫氏は、県内外の各地で天然記念物等の希少植物の保存に携わり、愛知県文化財保護審議会元会長、岐阜県文化財保護審議会会長を務めるなど、その知識と実績は疑いのないものであり、樹木保存の第一人者として広く認知されている。また、ヒトツバタゴ自生地の樹勢回復に関してもこれまでの委託業務によって一定の成果を上げている。本業務は、国指定天然記念物ヒトツバタゴ自生地を適切に保存・管理していくための指導・助言を専門家に委託するものであり、受託者には樹木に対する相当の知識に加えて、樹勢を回復させるための高い技術力が求められる。それに足りる信用と能力がある受託者は林雫氏以外には存在しないため、契約も性質又は目的が競争入札に適さない。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 歴史まちづくり課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 歴史まちづくり課	
件 名	旧磯部家住宅復原施設管理業務	
契 約 内 容	建物・設備及び展示資料の管理や施設の清掃整理や入館者及び施設使用者の管理・指導、使用許可申請書等の受付事務及び使用許可書の交付、使用料の納付書交付及び徴収など、旧磯部家住宅復原施設の管理・運営において必要となる事業を委託する。	
契 約 期 間	平成31年4月1日～令和2年3月31日	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	特定非営利活動法人 犬山城下町を守る会	
契 約 金 額	2,859,232円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由及び業者選定の理由	<p>特定非営利活動法人犬山城下町を守る会は、元文化庁主任文化財調査官（伝統的建造物群担当）である理事長をはじめ、犬山城下の歴史的建造物の所有者や建築士などによって構成され、平成13年の法人設立以来、城下町地区の町並み保存等の担い手としての実績から、登録有形文化財建造物である旧磯部家住宅に関する豊富な知識を有するだけでなく、犬山の歴史的建造物全般にも精通しているため、旧磯部家住宅復原施設の適切な管理と来館者への効果的な解説を担うことができる唯一の団体である。</p> <p>また、本会は、日ごろから城下の歴史的建造物の保存修理に対する技術指導を行っており、旧磯部家住宅復原施設の営繕方針等に対する適切な助言を行うことが可能である。</p> <p>文化財建造物を正しく管理し、更に外国人を含む幅広い層に向けて犬山の町家文化の魅力をPRするためには、業務は高い水準において遂行される必要があり、それに足りる信用と能力がある受託者は特定非営利活動法人犬山城下町を守る会以外にはないため、本契約はその性質も目的も競争入札には適さない（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 歴史まちづくり課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 歴史まちづくり課	
件 名	犬山城管理運營業務委託	
契 約 内 容	入場登閣券の販売及び回収、場内観覧の案内及び監視、城郭内清掃等、犬山城の管理運営において必要となる事業を委託	
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	一般社団法人 犬山市観光協会	
契 約 金 額	56,314,428円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>犬山城管理運營業務は、昭和57年度から犬山市観光協会に委託しており、長期にわたり本業務は適切に実施されています。派遣職員は、事務・警備・券売・改札等 犬山城への入場登閣者の対応を一括して担当する特殊性があり、行政業務への一助となっています。また、犬山市観光協会は、犬山城ホームページの制作・メンテナンスも行っており、通常の維持管理に加えて、文化財としての犬山城の情報発信や観光面からのPRにも努めている状況です。さらに、旅行会社による団体客対応、メディア取材対応能力に長け、情報のフィードバックが、職員の勤務体制の編成にも大いに役立っています。現状において総合的に判断すると、本業務実施に足る能力と信用があると判断できる受託者は、多方面で犬山に関する情報を蓄積し、観光客に対して密に情報発信ができる犬山市観光協会が唯一の事業者であると考えます。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 歴史まちづくり課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 歴史まちづくり課																									
件 名	中本町まちづくり拠点施設管理業務委託																									
契 約 内 容	中本町まちづくり拠点施設における観覧料の徴収及び観覧券の発行、建物・機械設備及び展示資料の管理、施設の清掃整理など、中本町まちづくり拠点施設の管理・運営において必要となる業務																									
契 約 期 間	平成31年4月1日～令和2年3月31日まで																									
契 約 締 結 日	平成31年4月1日																									
契 約 相 手 方	中本町町内会																									
契 約 金 額	3,071,160円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>中本町町内会は、犬山祭（ユネスコ無形文化遺産・国重要無形民俗文化財）の車山の所有者である中本町の住民他により構成され、江戸期以来の祭りの担い手としての伝統と実績から、中本町まちづくり拠点施設の主たる展示物である車山に関する豊富な知識と管理技術を有するだけでなく、施設が中本町に所在することから、緊急時に早急な対応を取ることのできる唯一の団体である。</p> <p>また、中本町町内会は、日ごろから中本町まちづくり拠点施設において山車からくりの練習を行っており、観客への解説やハンズオンからくりを用いた参加体験補助を効果的に実施することが可能である。</p> <p>観光客で賑わう城下町において、外国人を含む幅広い層に向けて犬山の祭り文化の魅力をもっとPRするためには、業務は高い水準において遂行される必要があり、加えて、緊急時の迅速な対応が求められる状況下、それに足る信用と能力がある受託者は中本町町内会以外にはないため、本契約はその性質も目的も競争入札には適さない（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 歴史まちづくり課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	歴史まちづくり課	
件 名	東之宮古墳管理業務	
契 約 内 容	史跡東之宮古墳及びその周辺区域の適切な維持管理を図るため、日常的な維持管理（草刈り及び芝生の管理、清掃・ゴミ拾い、樹木の剪定等）を実施する。	
契 約 期 間	平成31年4月1日～令和2年3月31日	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会	
契 約 金 額	392,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会は、市内の快適な都市環境の創出を図り市民福祉の向上に寄与することを目的としており、その目的を達成するために公益性のある事業に特化し、営利を目的としていないため、一般事業者に比べて著しく安価に実施することが可能であるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 歴史まちづくり課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	歴史まちづくり課																	
件 名	磨墨塚史跡公園管理業務																	
契 約 内 容	磨墨塚史跡公園における日常的な維持管理（草刈り及び芝生の管理、清掃・ゴミ拾い、樹木の剪定等）を実施する。																	
契 約 期 間	平成31年4月1日～令和2年3月31日																	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日																	
契 約 相 手 方	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会																	
契 約 金 額	490,600円																	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会は、市内の快適な都市環境の創出を図り市民福祉の向上に寄与することを目的としており、その目的を達成するために公益性のある事業に特化し、営利を目的としていないため、一般事業者に比べて著しく安価に実施することが可能であるため。																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 歴史まちづくり課